

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

### ②評価調査者研修修了番号

17C037(SK2021113)、19B036(SK2021112)、28C006(SK2021111)

### ③施設の情報

名称：高岡愛育園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：施設長 清水 康男	定員（利用人数）： 45（25）名	
所在地：富山県高岡市佐加野 1701		
TEL：0766-22-3122	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日 1953年（昭和28年）5月		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人富山県呉西愛育会		
職員数	常勤職員： 24名	非常勤職員 8名
有資格 職員数	社会福祉士 6名	保育士 14名
	医師 1名	調理師 3名
	栄養士 2名	臨床心理士 3名
施設・設備 の概要	（居室数） 本館 9室 小規模グループケア棟 ひまわり 4室 かがやき 6室 コスモス 6室	（設備等） （本館） 娯楽室、食堂、図書室、学習室、 体育館、洗面所、浴室、便所 （小規模グループケア棟） 遊戯室、調理室、食堂・居間、 洗面所、ユニットバス、便所

### ④理念・基本方針

#### <理念>

- ・私たちの子どもたちが、家庭的な居場所で、ゆっくり安心して成長していけるように努めます。
- ・私たちの子どもたちが、人間関係の中で、愛されていることを実感できるように努めます。
- ・私たちの子どもたちが、自己肯定感を育み、将来、地域の中で自立できるように努めます。

### <基本方針>

和の精神のもと、穏やかで温かな養護をなすことにより情緒の安定をはかり、多くの経験を積ませ、自立していけるように努める。

### ⑤施設の特徴的な取組

- ・スーパーバイザーとして明橋大二医師を迎え、児童相談所、学校等関係機関が集まり、「合同ケース検討会」を年7回実施。子どもの養育方針について話し合う。
- ・高岡市要保護児童対策地域協議会やいじめ対策委員会、国吉社会福祉協議会等に参加し、地域の課題や情報の共有、連携を図る。
- ・小規模グループケア3棟を運営し、より家庭的な環境の中で、ともに生活を営みながら、日常の何気ないやり取りをすることができる。
- ・慰問や招待行事を通し、社会経験の場を拡げ、感謝の心を育くむ。
- ・季節を感じられる年中行事やバーベキューなど、子どもたちと職員が協力し合い取り組む中で、一体感を高め、関係性を深める。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年3月14日（契約日）～ 令和6年1月11日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

#### 【着実に進んでいる生活環境改善】

令和4年8月に、かつて大舎制であった本館の大規模改修工事が完了し、家庭的環境を目指した小規模グループケアの実現に向け、大きく前進した。また、老朽化した体育館の改修工事も行われ、子どもたちの安全で快適な生活環境整備が着実に進んでいる。職員によるDIYや子どもたちによる家具や小物雑貨のレイアウトは、温かな雰囲気であり、長期間施設で過ごしてきた子どもたちからは、施設の変容に満足する声が聞かれる。今後も、このような空間で家庭的かつ専門性のある関わりが展開され、子どもたちの健やかな成長を期待したい。

#### 【家庭的な雰囲気の中で育まれる子どもたち】

各棟では、年齢の異なる子どもたちが家庭的な雰囲気の中で、学習、掃除、洗濯、食事の手伝い、買い物等、社会のルールと基本的な生活習慣を身に付けるための共同生活をしている。各棟の担当職員は、子ども一人ひとりの基本的欲求や心理的状况を把握し、適切な養育・支援が出来るよう、各棟のリーダーを中心に担当職員、心理職員が各々の立場で情報の共有を図りながら、子どもの意思を尊重した関わりを大切にしている。子ども達と職員が、各棟ごとに違った雰囲気を作り上げており、一軒の温かい家庭のような雰囲気の中で、子どもたちの自己肯定感や思いやりの心が育まれている。

### ◇改善を求められる点

#### 【中長期的なビジョンをもったうえでの、課題改善実施計画等の策定】

中・長期計画は、施設の改修計画のみに留まっており、また自己評価の仕組みはあるものの、年度事業計画への反映に至っていない。施設の全体的な将来のビジョン、職員一人ひとりの将来のビジョンが統合され、事業経営上の課題と、福祉サービス提供や質の向上に向けた課題を明確にし、課題改善実施計画等の策定に取り組むことが望ましい。

#### 【質の高い人材育成を意識した、各種マニュアルや記録等の作成】

規定等の新設、見直しや、施設内外の研修の充実を図り、ある程度職員の裁量に任せることで力量を高めている。今後、経験年数の少ない職員も理解し対応でき、全ての職員が一定水準の養育・支援が実施出来るよう、各スキルをマニュアルや記録等に落とし込み、力量を定期的に評価する等、職員一人ひとりの成長度合いを把握することが望ましい。

#### 【性教育の継続的な取組】

子どもたちには、自らを大切にするという視点から性への正しい理解が必要となるため、身近で日常的に子どもの性について対応する場面が多い職員は、正しい性知識を学ぶことが求められる。また、子どもたちには、年齢や特性ごとの性教育や、一人ひとりの理解に応じた継続的な支援が実施され、性について正しい知識と関心につながる取組が望まれる。

#### 【子どもの権利と権利擁護を推進するための仕組みづくり】

児童福祉施設においては根幹的理念として子どもの権利擁護と向き合う必要性が大きい。施設では、入所時に児童相談所職員から子どもに「子ども権利ノート」が配付され、以後は生活における支援の場面で伝える取組が行われているが、今後は、施設における研修に「権利擁護」について計画的に位置づけ、子どもの権利侵害の防止や発見する仕組みづくり、職員が年齢や特性に応じた支援ができるように、資料作成など工夫した取組を期待したい。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

子どもの最善の利益を目指した養育や子どもの自己決定と主体性の尊重、そのための人材の確保や職員の資質の向上に向けた取り組み、また、施設として目指すべき方向性や運営の在り方等に改めて向き合う機会となった。今後も施設に求められることや改善できることを精査し、検討してまいりたい。

#### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I—1—（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I—1—（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「施設要覧」「養育方針(冊子)」「事業計画」には、「養育方針」「運営理念」「目指す支援者像」「指導目標」が明記され、本館の食堂には、創業時(昭和 28 年)からの「指導目標」が掲げている。「施設要覧」は再吟味し、令和 5 年度から改訂版を使用している。「養育方針(冊子)」「事業計画」は、年度初めに職員に周知し、「養育方針(冊子)」は、各棟に配付して、職員がいつでも手に取って見ることができる。子どもや保護者等への周知については取組んでいないため、養育・支援に対する安心感や信頼を高めるために、今後の取組に期待したい。</p>		

##### I—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I—2—（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I—2—（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭的環境を目指した小規模グループケアの実現に向け、大舎制であった本館の大規模改修工事を、令和 2 年度から計画的に行ってきた。また、年間 20 件以上の県内外の各種協議会、研修会に参加し、社会的養護の現状と動向を把握する機会を得ている。施設長は、外的な動向をつかんで、職員に周知したり、内部状況を職員に質問したりしているが、施設が把握した情報やデータ等をまとめた資料はなく、改修工事予定以外の具体的な取組事項については、中・長期計画、年度事業計画への反映に至っていない。</p>		
③	I—2—（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ <b>③</b> ・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>本館の大規模改修工事は、計画に沿って進め、令和4年8月に完了している。施設長は、職員の育成が課題であると考え、まずは職員の職種名から見直し、昇進や昇格により、施設の発展への寄与度が上がると期待し、施設長及び施設長代理、主幹及び事務長を管理職とすることを理事会に諮り、職員給与等規定の改正に至っている。職員が課題・改善点を表明する機会があるものの、それらを取りまとめた資料等はないため、改善実施計画等の作成を期待したい。</p>
--

### I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>本調査では、中・長期の目標として「本体施設と小規模グループケアの安定的な運営」「3つの運営理念が浸透し、子どもだけでなく、職員にとっても安心できる居場所であること」「社会生活を営むためのスキルや常識、知識を身に着けることができるよう支援する」と表明があったが、実際の中・長期計画は、施設の改修や新築計画のみに留まっているため、施設の全体的な課題を踏まえた中・長期の事業計画と、中・長期の収支計画の策定が望まれる。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度の計画は策定されているが、中・長期計画を踏まえたものではない。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度事業計画は、棟リーダー、主任、事務主任、施設長代理で作成しているが、各評価と見直しが組織的に行われているとは言い難く、前年度の評価を基に、新年度新たに盛り込まれた事項はない。また事業計画そのものを配付することはなく、変更等があれば職員に周知することになっている。事業計画の評価・策定においては、職員参画の方法を検討することが望まれる。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>改修工事や行事予定については、その都度子どもに周知しているが、事業計画を子どもや保護者等に周知する取組は行われていない。事業計画は、子どもの生活に密接に関わる事項もあるため、わかりやすい情報提供のかたちを意識して、周知していくことが望まれる。</p>		

## I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全国児童養護施設協議会の「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を使用し、施設長代理、事務主任、主任が、年1回の自己評価を行っている。また第三者評価の項目に沿った自己評価は、施設長代理が本調査に当たり取組んだが、これらの評価結果は職員に周知していない。手順書として使用している「養育方針(冊子)」は、各棟で年度末に修正・加筆を行い、意見を取りまとめて次年度に改訂しており、令和5年度は、高校生の指導目標が見直されている。今後は、第三者評価及び毎年度の自己評価の取組方法について、協議されることを期待したい。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>本調査では、事業経営上の課題と、福祉サービス提供や質の向上に向けた課題が、3項目ずつ表明されたが、施設内での明文化はしていない。評価を担当した職員は、情報共有に課題があると感じているが、具体的な改善策についての協議には至っていない。今後は、評価結果を活用し、改善実施計画等の作成を期待したい。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、併設の老人福祉施設の施設長を兼任している。当施設の「管理規定」「事務分担表」には、施設長の職務や不在時の権限委任についての明示があり、施設の会議や研修において、職員に自ら経営・管理をリードする姿勢を表明している。また外部及び理事会に対し、施設の代表として、人材育成や子どもたちの生活環境改善等について提言し、規程整備や設備整備を進めてきた。施設長の方針については、より職員に理解されるよう、発信方法の工夫を期待したい。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、各種協議会や研修会、時事ニュースから得た情報を、年8回の職員会議・研修</p>		

<p>会や日々のミーティングで発信している。また職員会議・研修会では「自殺関連」「児童福祉法一部改正」「体罰」「虐待」「ヤングケアラーへの支援」「プラスチック製容器包装ごみの出し方」等について取り上げている。今後は、遵守すべき法令等が正しく把握・認識されているか、確認体制の整備を期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設長は毎朝、子ども全員の日誌を読み、気にかかる点は直ぐに職員に確認し、必要な対処を迅速に行っている。また学校との連携を重視しており、連絡・調整は施設長自ら行っている。近年は、子どもたちの生活環境改善や職員の育成のために、規程整備、施設整備、職員研修に力を注ぎ、職員の意識が高まるよう、管理職や基幹職員を職名で呼ぶ等の配慮もしている。課題と改善に向けた取組においては、具体的な事項を施設全体で共有し、取組を進めていくことを期待したい。</p>		
13	<p>Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設長は、地域の校下社会福祉協議会の理事や保護司を兼業しており、外部及び理事会への影響力は大きい。普段は個別のケースに関わることはないが、困難事案・危機事案に対しては、迅速に指示を出し、自ら対応に当たることもある。施設長は「施設が安定していれば、地域も安定している」と言われるよう、地域に根差した施設にしたいと考えているため、今後は施設内に同様の意識を形成する取組を期待したい。</p>		

## Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt; 「目指す支援者像」が明文化されており、「管理規程」には、職員の基本姿勢や職務分担、「就業規則」には、サービスの基本、サービスの心得、信用保持等を明示している。人材の確保と定着については達成しており、質の高い人材育成を目指し、職員給与規定の処遇改善手当の新設、特殊業務手当・管理職手当の見直しや、施設内外の研修の充実を図っている。研修参加状況については一覧表で把握しているが、より具体的な人材育成計画を期待したい。</p>		
15	<p>Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt; 目指す支援者像や人事基準が明確に定められており、職員会議・研修会で、人事異動基本方針について説明している。「人権擁護のためのセルフチェックリスト」「勤務評価」「職</p>		



<p>業性ストレス簡易調査票」をワンセットとし、全職員が自己評価に取組み、棟リーダーの評価を経て、年1回施設長との面談を実施している。その他「チャレンジ面談」と称し、施設長が適宜タイミングを重視して、面談を実施している。能力開発(育成計画)や評価結果については視覚化して、職員らが将来を描くことができる仕組みづくりを期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a・<b>b</b>・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全職員が年1回の施設長との面談を通して、意向を表明する機会があり、その他必要時には、施設長代理、事務主任、主任、棟リーダーも職員の困りごとに対応している。事務主任は、年次有給休暇や特別休暇の取得状況を把握し、休暇取得を促したり、社会保障制度等についての質問を受けたりしている。また、育児・介護休業法の改正により、男性職員の育児休業相談にも対応している。離職者が減り、困難ケースの抱え込み等は見られないが、今後は、労働災害防止策やハラスメント防止策の充実を期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a・<b>b</b>・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「目指す支援者像」「職員の基本姿勢」について、「施設要覧」「管理規程」「年度事業計画」「養育方針(冊子)」に明記している。また全職員が自己評価、棟リーダー評価を経て、施設長と年1回面談し、設定した個人目標について、達成状況を確認する機会としている。職員一人ひとりの目標については、項目、水準、期限を明確にし、中・長期目標の設定や中間評価を取り入れる等、将来的な目標や進捗状況を把握できる取組を期待したい。</p>		
18	<p>Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a・<b>b</b>・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>管理規程には「全職員参加による職員会議・研修会」と明記され、年度事業計画には県内外の主たる研修会、その他、各地域で行われる各種研修会には、オンラインでの参加も併用し、幅広く教養を高める機会とすることや、職場での研修テーマについて明記している。年間20件以上の県内外の研修会に参加し、参加した職員の意見を踏まえ、定型・非定型的な参加について、振り分けを行っている。また年8回内部の職員会議・研修会も実施している。今後は、設定した個人目標との整合性が確保された研修計画の策定を期待したい。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	<p>a・<b>b</b>・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>内部研修においては全職員参加での実施とし、外部研修においては一覧表で参加状況を把握しており、養育・支援担当職員のみならず、事務職員も労務管理や経理管理の研修に参加している。また資格取得を目指す者に対しては、費用の全額補助も行っている。棟リー</p>		

<p>ダー、主任、施設長代理は、養育・支援におけるスーパーバイザーとして、会議やミーティング時に限らず、職員の相談役となっている。今後は、研修成果の評価・分析方法を確立し、一人ひとりの知識・技術水準に応じた研修の確保を期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「養育方針(冊子)」には、実習生の受け入れ方針が明記されており、施設長代理が実習校・実習生との調整役となって、実習生のオリエンテーションを行っている。実習は、特定の棟で行われ、じっくり子どもと関わるができるが、指導は棟のスタッフに委ねられており、実習プログラムは準備していないため、今後は、効果的な実習プログラムの策定を期待したい。</p>		

### Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>令和5年度から「施設要覧」の改訂版を使用しているが、積極的な配布は行っていない。評議員や理事が、自治会、女性団体、民生委員児童委員、地元企業の代表等であるため、改めて外部に対し、施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。また、ホームページや広報誌等による積極的な情報公開も行っていない。公費による養育・支援を実施する主体として、地域、関係機関、子ども、保護者等に向けて、事業や財務等に関する情報、第三者評価受審結果、特色ある実践・活動等を発信していくことが望ましい。</p>		
22	<p>Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各種規程により、業務の実施、財務管理等に関する職務分掌、権限・責任が明確になっている。理事会、監事会、評議員会、主務官庁による監査等実施状況の記録や、指摘事項についての対処が適正に行われ、旅費規程、経理規程等の改善が図られている。今後は、問題発生を防ぐための内部チェック体制の強化や、法人の監事等が行う監査に加え、必要に応じて外部の専門家による監査支援等の活用を期待したい。</p>		

### Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a・ <b>②</b> ・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「養育方針（冊子）」に「自立訓練として、学校・地域・社会教育団体等の行事や当園独自行事に進んで参加させ、多くの経験を積ませる」と明記している。子どもたちと地域の関係作りとして地域の児童クラブに加入し、バレーボール大会など施設が会場になる行事に参加したり、愛育園祭に普段から交流のある地域住民や友人などを招待したりして交流している。また、地域に対して屋外遊具を開放し、体育館の貸し出しも行っている。学校の友人等が遊びに来やすい環境づくりとしては、屋外遊具や体育館の利用を促している。今後は、より家庭的な養育環境を目指すためにも、屋外遊具や体育館に限定することなく、年齢等に配慮しながら、屋内娯楽スペースの整備を工夫し、交流関係の広がり期待したい。</p>		
24	<p>Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「養育方針（冊子）」の中に「ボランティアの受け入れ」として考え方が明記されている。子どもたちは、多くの慈善団体や個人からの支援を受け、花苗植えやさつまいも植え等の体験をしている。ボランティアの受け入れ状況は「業務日誌」に記載されているが、受け入れに関する登録簿やボランティアに対する事前説明等を明記したマニュアルは作成されていない。今後、ボランティア受け入れに必要な、登録・申し込み手続・実施状況記録等の項目が記載されたマニュアルの作成、受け入れに当たっての手順や流れ、トラブルや事故を防ぐための書類等作成し、受け入れに対する体制の整備が望ましい。</p>		
<p>Ⅱ—4—（2）関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちが通う各教育機関に対しては、担当職員や基幹的職員が中心となり連絡・連携に努めている。また、教育機関及び児童相談所、教育委員会等の重要な関係機関とは、スーパーバイザーに医師を迎えて年間7回の検討会が開催され、共通理解を図り、議事録が保管されている。退所後に支援や見守りが必要と思われるケースについても、基幹的職員が中心となり事前に協議する等情報共有を図りながら支援している。今後は、現在連携している関係機関等の社会資源、また、棟ごとに利用する社会資源や子どもの状態に応じて必要な資源をリスト化し、誰でも対応できる体制の整備に期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は地域・社会福祉施設との連絡調整の業務を担い、市要保護児童対策地域協議会や防犯協議会、地区社会福祉協議会、児童クラブ等の集まりに積極的に参加し、地域の安全や課題に関心を持っているが、地域の福祉ニーズの把握には至っていない。事業経営上の課題、苦慮している事項として、地域における施設のあり方を掲げている。今後、各会議の場で意識的に具体的なニーズについて議論する場を設けたり、地域の交流イベントでア</p>		

<p>ンケートを実施したりし、主体的に動くことで、施設なりの「地域における施設の在り方」が見えてくることに期待したい。また、施設は社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、養育・支援を実施するという公益性のある組織として、地域に必要とされる役割や機能を発揮するために、地域の具体的なニーズや生活課題を把握するための取組を積極的に行うことを期待したい。</p>		
27	<p>Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;          地域の多様なニーズに応えるような多機能な活動は実施していない。施設は今後ニーズを探りつつ、出来ることがあれば検討したいとしている。また、災害に関する「非常災害時対応マニュアル」を作成したり、地域の連合自治会防災訓練に職員が参加したりしているが、当施設主導で、地域の行政、各団体や機関との連携・協力体制の構築や合同災害訓練の実施までに至っていない。今後、地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、地域の具体的なニーズや生活課題の把握に努め、当施設独自の公益的な事業や活動を積極的に行うことを期待したい。</p>		

### 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;          「施設要覧」や「養育方針(冊子)」に運営理念や目指す支援者像等を掲げ、子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されている。各棟に「養育方針(冊子)」を配付、必要に応じて見直しをし、共通理解を図りながら実施につなげている。「養育方針(冊子)」は年度末に見直し、年度初めに全職員に周知を図っている。全職員がチェックリスト「人権擁護、人権侵害の防止のための点検事項」を年2回実施し、子どもを尊重した養育・支援の実施に向けての取組が行われている。今後、「養育方針(冊子)」の見直しの際に、子どもの意向を尊重するための配慮事項を意識して追記するよう努め、より子どもを尊重した養育・支援の実施に反映されることを期待したい。</p>		
29	<p>Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;          排泄の際の声かけ等配慮している。また、「養育方針(冊子)」の中に、入所児童の生活(生活の3大原則)として「人の部屋や棟に入らない」と掲げ、居室には他児はもちろん、用のない職員も立ち入らないようプライベートな空間を保護している。小規模グループケア棟は、ダイニングやリビングは友だちとくつろげる共有スペース、居室は私生活の自由が</p>		

<p>守られるスペースとして家庭的な環境である。大舎制のなごりがあった本館も、個室が整備され、私生活の自由が守られるスペースが確保されている。同時に、共有スペース、トイレ、洗面所、浴室、洗濯室等も整備され、生活の場にふさわしい快適な環境となっている。今後は「養育方針（冊子）」の見直しの際に、生活指導の留意点に子どものプライバシー保護に関する配慮事項を追記するよう努め、より子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われることを期待したい。</p>		
<p>Ⅲ—１—（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ—１—（２）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  入所時に「施設要覧」「入園にあたり保護者の皆さんへ」を配付し、主任、棟リーダー、担当職員で説明している。子どもの年齢や理解度に合わせて事前の見学や説明を行っている。保護者にも分かりやすい説明を心掛けている。今後は、子どもの年齢や理解度に合わせ、利用に必要な情報を図や写真等を使用し、分かりやすい内容の資料の作成が望ましい。保護者においても直接説明する機会が少ないことから、ホームページ、公共施設へのパンフレットの配布、見学希望者への対応等、子どもや保護者等が、簡単に情報を入手できるよう積極的な取組に期待したい。</p>		
31	<p>Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  支援の開始については、子どもや保護者の意思決定を改めて確認し、特別な配慮が必要なケースがあればその都度、児童相談所等関係機関と協力や役割分担をしながら進めている。「自立支援計画」では、本人の意向や保護者の意向欄があり、担当職員は子どもや保護者の気持ちに寄り添い、達成しやすく必要と考えられる目標を掲げ、月1回の職員会議や、5月と10月に見直しを図りながら養育・支援を実施している。面会に来る保護者には「行事予定」を渡し、子どもの活動予定を知らせている。今後、養育・支援の開始・過程に関する説明の様式や手順、説明内容や同意を得るまでの過程に関する書類の整備に期待したい。</p>		
32	<p>Ⅲ—１—（２）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  家庭支援専門相談員と担当者が相談窓口となり対応している。措置変更や地域・家庭への移行等については、児童相談所と協議し、保護者との連絡調整は児童相談所や市の担当者、学校等地域の関係機関との連携・調整は施設というように役割分担しながら、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。退所後の相談方法については、関係機関と共有し、本人または保護者に口頭で伝えているが、今後は、退所後も養育・支援の継続性を確保するために、相談担当者や相談窓口を書面で明記したものを渡し伝えることが望ましい。</p>		
<p>Ⅲ—１—（３）子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—１—（３）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・ <b>①</b> ・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年1回、子どもが生活棟での生活を振り返り、評価したり、意見を述べたりする機会を設けている。意見を伝える力が弱い子どもに関しては、担当者が把握しており、個別に声をかけながら満足度を把握するように努めている。義務教育4年生以上は、子どもにとって住みよい環境を作るため、「行事委員会」の宿泊研修、運動会、愛育園祭、クリスマス会や卒園を祝う会等、希望する委員会に属し、行事の企画や運営に携わりながら活動している。全ての子どもの満足度を把握し改善課題の発見につなげるために、話し合いというかたちと並行して、定期的に子どもの満足度に関する調査（アンケート等）を行い、改善課題の発見や対応策の評価・見直しを行う仕組みの整備を期待したい。</p>		
<p>Ⅲ—1—（4）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ—1—（4）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保護者の皆さんへ」に苦情解決の担当者、責任者、苦情解決第三者委員が明記され、苦情解決の体制が整備されている事は周知されているが、解決の仕組みについては子どもや保護者に伝える取組はされていない。施設内の「意見箱」には、「お話しボックス そうだん」という用紙に「①悩み事や相談について②どうして欲しいか③秘密は守るよ」を明記した用紙を備えているが、子どもには周知されているが保護者には周知されていない。今まで「施設要覧」に“「お話しボックス」を利用して苦情解決する形をとっている”と表記されていたが、見直し後は削除されているため、今後、子どもや保護者等への周知と理解の促進を促すための取組に期待したい。</p>		
35	<p>Ⅲ—1—（4）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日頃より、職員と子どもの良好な関係作りや話しやすい環境を整えるよう意識している。各棟の生活で担当者職員と話をするだけでなく、朝食時には全棟の子どもが本館に集まり食べるため、担当職員以外の職員とも話が出来る機会がある。子どもに、相談や意見が何時でも述べやすいように、口頭で伝えているが、文書での配付はしていない。また、相談や意見の内容、対応等を記録した文書は作成されていない。個別に相談できる場として、心理職員との面談が毎日夕方から設けられており、秘密を守りながら行われている。</p>		
36	<p>Ⅲ—1—（4）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの日々の様子に注意し、個別に声をかけるなどしている。相談や意見は、内容に応じて、棟内または施設として丁寧に対処するよう心がけている。相談内容によっては施設長が対応することもある。相談や意見に対応するマニュアルは作成されていない。今後は、相談や意見の内容、対応経過、対応結果、公開方法等について手順を検討し、マニュアル等の整備を期待したい。</p>		
<p>Ⅲ—1—（5）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		

37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「危機管理マニュアル」が作成されている。設備面の安全確認は、日々の生活や掃除等の中で気を配り、危険個所があれば、直ちに全職員と共有し、全体に注意喚起しつつ改善し、危険防止に努めている。また、危険行為があれば、「～の事案についての報告書」として児童相談所に提出し、指示を仰ぎ、棟リーダー会議を経て、職員会議で全職員への周知を図り、安心・安全な養育・支援の実施に向けての体制が整備されている。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>幼稚園、学校を含め施設内外での感染症発症の情報があれば共有し、日々の予防にうがいや手洗いを心掛けている。各棟の環境に応じてノロウイルス、インフルエンザ等の「感染症マニュアル」が整備され、新型コロナウイルス感染症等対応の変化に伴い、その都度見直しを図っている。感染症が発生した時は、引継ぎ用の用紙に記録し、全棟に周知を図っている。今後は、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会や実技研修等を行い、子どもの安全確保のための取組に期待したい。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地震、水災、火災、土砂災害のマニュアルが整備されている。毎月、想定を変えながら避難訓練を行い、各災害時の職員や子どもの動きを確認し、いざという時に適切な行動がとれるよう繰り返している。訓練実施後は「避難訓練実施結果報告書」に記載している。また、地域の防災訓練には職員が参加している。災害時の食料の備蓄状況は調理室で、医療品は各棟で管理している。災害用の食料や備品については、特定の職員だけに留まらず全職員に周知されることが望ましく、災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行い、今後「BCP（事業継続計画）」の策定を期待したい。</p>		

### Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的な養育方法は「養育方針（冊子）」に、指導目標、運営理念、目指す支援者像、入所児童の生活（生活の3大原則）など、16項目にわたり方針が明記されている。また、“生活指導について”として、起床と就寝、食事・おやつなどの13項目、“その他の指導等について”として、学習指導、余暇指導などの9項目の目的・方法・留意点が明記され、未就学児、義務教育前期（1年生～6年生）、義務教育後期（7年生～9年生）、高校生の各指導目標についても触れてある。「養育方針（冊子）」の活用状況については、棟リ</p>		

リーダーが職員と面談しながら確認している。		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度末に、棟リーダーが中心となり、職員の意見を集約しながら見直しをしている。また、各棟で生活するうえでのルール等は、子どもも参加して見直し、新たなルールや手順を決めている。各棟で見直した養育方法の内容については、全職員に周知を図っている。今後、検証・見直しを組織的に行う仕組みを作り、見直しの際には、子どもの尊重やプライバシー保護につながる配慮事項について検討する等、子どもの心に寄り添ったきめ細かな見直しに期待したい。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画は、本人の意向、保護者の意向、長期目標、短期目標（具体的・優先課題）、児童相談所との協議内容、学校・保育所の意見の項目がある。それぞれの項目には一人ひとりの子どもの家庭状況を踏まえ、子どもの意向をくみとりながら、子どものやりたい事に着目した目標設定に努めている。場合によっては、その都度、児童相談所や他の関係機関の関係者も含め、個別の検討会で協議しながら進めている。今後、子どもの心身の状況や生活状況等を適切に把握するとともに、養育・支援上のニーズを明らかにするためにも、アセスメント手法の確立に期待したい。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画の評価・見直しは、5月と10月に一斉に行っているが、月1回の職員会議でも、モニタリングを行っている。評価は「○・△・×」表記としており「×」と評価した場合は、目標内容や支援方法を変更している。自立支援計画の作成や変更は、子どもの意向をくみとりながら担当職員が棟リーダーと相談して行い、棟リーダー会議に諮り、主任、施設長に確認してもらう流れになっている。今後、自立支援計画の評価・見直しに関する手順や記録方法、計画変更の手順と関係職員への周知方法等を明示し、養育・支援の質の向上に向けた積極的な取組に期待したい。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各棟の情報は、業務日誌によって、常に確認し共有できる仕組みになっている。体重測定や生活習慣病等については、学校で行われた実施記録をもとに、運動量や食事等について検討し子どもの生活の見直しをしている。「児童台帳」では個別の子どもの成長の経過が分かるようになっている。また、自立支援計画に沿ってどのような養育・支援が実施され、その結果として子どもの状態がどのように変化したかについて、自立支援計画に具体</p>		



的に記録されている。		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人情報に関する記録は、施錠して保管する等適切な管理に努めているが、職員に対して個人情報保護や情報開示に関する研修や教育は行われていない。今後、個人情報保護と情報開示の2つの観点から規程整備を進め、研修や教育を積極的に行い、管理体制の強化を期待したい。</p>		

## 内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「施設要覧」の見出しに「子どもとして当然の権利を保障し…」と明記し、管理規定においても「職員の基本姿勢」として子どもの権利、子どもの権利擁護についての使命を明記している。様々な子どもの意志決定については、小規模ケアというなじみの職員との関わりの中で信頼関係の構築に努め、チームでサポートするよう配慮している。また、社会において関連する事例等が発生した場合、速やかに直近の職員会議で意識啓発をしている。学期末には職員が子どもの権利侵害等について自己評価に取り組んでいる。今後は、要覧のみならず施設理念・方針・目標及び職員の支援内容を細かく明記している「養育方針（冊子）」等へ、子どもの権利擁護に関する取組についてさらに検討し、明記されることに期待したい。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・ <b>②</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの権利についての説明や理解については、入所時に児童相談所が「子どもの権利ノート」を手渡しし、説明している。施設は、子ども自らが認められ意欲的に生活ができるよう「褒めて育てる」ことを、職員の「目指す支援者像」として掲げ、支援につなげている。他人の権利を尊重することや侵害にあたることについては、日常生活や行事を通して伝えている。今後は「子どもの権利ノート」の入居時配布に留まらず、職員が子どもの年齢や理解力に応じて、相手が理解する説明ができるよう、権利擁護についての知識や伝達技術を高め、子ども自身が振り返ることができるよう資料等作成・活用して伝えていく取組が望まれる。</p>		
A—1—（3）生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの「知りたい」気持ちに寄り添うよう、日々子どもの気づきや変化を担当者は記録に残している。生い立ちについての子どもへの周知は、タイミングや内容を基幹職員や心理職員と相談、児童相談所の判断と協力のもと慎重に取り組んでいる。子ども一人ひとりの成長の記録は、施設内外での成長を記録や写真等で保管し、子どもが希望した時に見返し</p>		

ている。卒園時には、スライドショーを作成するなど整理して子どもに贈っている。		
A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・ <b>④</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「児童虐待防止マニュアル」や「就業規則（服務規律）」に、虐待の定義や利用者に対して、身体的拘束や虐待などの身体的・精神的な苦痛を与える行為を禁止していると記載されている。小規模支援体制の強みとして、子どもの些細な言動の変化や表情から意向をくみとり、毎日の全体ミーティングで共有し対応している。また、職員に対してストレスチェックを実施する等、子どもへの不適切なかかわりの防止と早期発見につなげている。今後は、被措置児童等虐待について発見、届出、検証、改善を盛り込んだ、対応ガイドラインを作成し、子どもや職員に分かりやすく説明・周知・機能する仕組みづくりに期待したい。</p>		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・ <b>⑤</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小規模ケア支援体制の環境整備が完了し、家庭的な人数及び環境で子どもを受け入れている。職員の担当制を導入し、事前の情報入手や顔合わせの機会を設け、同じ生活環境となる子どもたちへ説明し、一緒に受け入れる準備をしたり、使い慣れた物やお気に入りの物を持ち込むよう促したり、担当者と心理職員、基幹職員が連携し不安の軽減や生活の継続性を大切に支援している。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「養育方針（冊子）」の「8.退所について」には家庭復帰、措置変更、就職を想定した内容、退所に対応できるよう、年齢構成別の指導内容が明示されている。子どものケース記録から担当者が家庭支援専門相談員と共に子どもや保護者の意向を把握し、学校関係者や進学先または就職先と連携を図りながら自立支援計画に反映させ支援している様子が確認できる。担当者によっては、退所後も SNS を活用しながらアフターケアに努めている。今後は、退所時に子どもそれぞれの特性に配慮した社会資源の資料の配付、ホームページ等で愛育園の情報発信や卒園生の交流機会の提供、相談窓口を整備するなど息の長いアフターケアの取組に期待したい。</p>		

## A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小規模ケアにより、子どもたちは家庭的な規模・環境、雰囲気の中、他児や職員となじみの関係を構築し、信頼及び愛着の形成に努めている。各棟それぞれにメッセージボードや掲示物を作成するなど子ども一人ひとりの感情や言動を受け止め、子どもごとに把握した内容や相談・面談、連絡等の記録を保管している。必要な情報はシステムに入力し、事務所や他棟でも職員が共有できる。必要な場合は、心理職員も参加して多角的なケース支援検討を行い、施設全体で支援している。</p>		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的欲求の充足において必要となる指導目標が「養育方針（冊子）」の各年齢構成の指導目標に反映されている。主に未就学児童～義務教育前期（小学校1～6年生）までは、特に一人ひとりについての具体的展開が明示されている。小規模ケアにより、一人ひとり柔軟な対応（例えば、買い物、部活動への応援、魚の飼育等）が支援し、子どもや棟内のニーズが尊重され信頼関係を深めながら養育に努めている。</p>		
A⑨	A—2—（1）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>棟ごとに子どもたちとミーティングを行い、ルールを決め棟内に掲示し生活を展開している。運営理念に「子どもたちが、自己肯定感を育み、将来、地域の中で自立できるように努めます」そして「養育方針（冊子）」の目指す支援者像に9項目掲げられているが、そこには「褒めて育てる」「ありがとう、を児童に対して、また職員間で意識して使う」が組み込まれている。この運営理念に基づいた養育方針の実践により、子どもの主体性や意欲を導き自己肯定感を形成することにつなげている。今後は、個別の細かな要求についてもその理由や背景を棟内職員で検討し、子ども一人ひとりと妥協点を模索しながら、つまずきや失敗体験も含め自らが主体的に考え自己実現できるような支援の姿勢に期待したい。</p>		
A⑩	A—2—（1）—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「令和5年度高岡愛育園事業計画」に「5.高岡愛育園の養育」として、未就学児童（年少児～年長児）、未就学児童（年少児以下）、義務教育学齢児童、高校生に分類し教育を受けるための機関が明示されている。各棟には、テレビや娯楽用のおもちゃ、道具、施設には体育館や屋外遊具も設置し体を動かして遊べる環境を確保している。各棟に対して娯楽</p>		

<p>用の予算が配分され、子どもたちから要望をきいて映画やスキー・スノーボード、レジャー施設などへ出掛けての遊びも職員が工夫しながら取入れている。今後は、地域の学生ボランティアや図書館、児童館等の社会資源もさらに活用し、年齢や発達、特性に応じて遊びや遊び、社会経験が積めることを期待したい。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  小規模ケア棟（本館を除く）には、リビング兼食堂と一体的な動線でキッチンや冷蔵庫、電子レンジ、食器棚が備えられ、トイレ、洗濯機、浴室、脱衣室、居室が整備されている。食卓や椅子は木製品でぬくもりが感じられ、テレビを見ながらくつろげるソファも配置している。これまでの3年間は、コロナ禍で地域交流などの社会参加は控えていたが、棟内での食事手作りデーには、献立や買い出し、調理、片づけを分担し、洗濯や浴室、トイレ等の掃除も当番制で行い基本的な生活習慣や生活技術など日常生活を通して習得できるよう取り組んでいる。未就学児童や低学年の子どもには、自然と年上の子どもが職員に代わって教え、手伝う姿も見受けられる。携帯電話やタブレット端末などの所持は高校生以上と定め、一定のルールに沿った利用形態が守られるよう支援している。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  食事の時間は原則決められている。朝食は、本館食堂に各棟より全員が集まって食べている。この朝食の時間は、異性の兄弟姉妹がかかわることができる時間にもなっている。夕食は各棟で主食（ご飯）を炊き、副食（おかずや汁物）は、本館食堂から年齢の高い子どもが運搬し、みんなで準備して職員と共に今日の出来事などを話しながら食卓を囲んでいる。食事委員会等の組織はなく、子どもたちは気軽に栄養士に要望や感想を伝えている。子どもの誕生日には、事前にリクエストメニューを聞き、特別な日の食事としている。棟で外出する際にも外食を取り入れ、行事の際にはバーベキューやピクニック等も実施している。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・ <b>①</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;  子どもには衣服費が提供され、担当者が子どもと購入、整理整頓、衣替え等を支援している。購入に関して、中学生以上は自身で選び管理するよう見守っている。洗濯やアイロンがけ、簡単な修繕などの衣習慣についても、自由時間などにそばで職員が行う姿を見せながら知識や技術の習得を図っている。また、衣生活では、子どもそれぞれの好みや思いを尊重しながら「いつ、どこで、どのような場面（TPO）」を考え使い分けるよう、服装やその格好に合わせたふさわしい行動についても支援に心掛けている。</p>		
A—2—(4) 住生活		

A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整備され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>令和4年4月～8月にかけて本館ケア棟及び廊下等の改修工事を行い、小規模グループケア3棟に続き、本館も個室及び2人部屋が整備されている。改修した築年数の長いコンクリート構造の本館も、廊下の腰板や居室床材に木製品を使い温かみのある居住環境となっている。居室には、使い慣れた物や愛着のある物を配置したり、好きなキャラクターや人物、思い出の写真等でレイアウトしたり、個性を重視しながらも自身で整理整頓することを原則としている。トイレ、浴室、洗面所など共有のスペースも子どもたちで掃除を当番制にしみんなで快適に過ごせるよう取り組んでいる。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「養育方針(冊子)」に「13. 病気の予防と対応(健康管理)」として、目的や方法が明記されている。未就学児童は登園前に職員が検温し健康状態を観察している。小学生以上の児童は、自身で健康状態を管理する習慣の習得を目指し、体調の変化等があれば申告するよう養育している。予防接種などは担当者が中心に把握し、医療機関への受診対応などは各棟で共有し、適切に医療が提供されるよう配慮している。今後は、アレルギーや薬、感染症など基本的な健康管理や主たる病気、緊急時についての知識や対応について学び、職員も健康管理の視点や病気、ケガなどに対する適切な対応ができるよう研修機会の提供が望まれる。</p>		
A—2—(6) 性に関する教育		
A⑯	A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・ <b>⑭</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小規模グループ棟及び本館それぞれ同性の子どもが生活するグループ構成としている。子どもたちへの年齢及び発達段階に応じた性についての教育は実施されていない。携帯電話やSNS等の普及で性的内容を含む被害事例も社会的に増加しているため、子どもに伝える立場である職員も性について正しい知識と向き合う重要性は大きい。今後は、職員と子ども双方が性について学ぶ機会を設け、子どもの年齢や発達段階に応じた性教育を取入れて行く仕組みの早急な構築が望まれる。</p>		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの特性を職員間で共有し、家庭的な環境を大切に日々の生活における持続的なかか</p>		

<p>わりを重視することで、子どもの暴力・不適応行動、行動上の問題等の軽減を図っている。子どもの特性については、入所前環境や背景の影響が大きいことから児童相談所や主治医、心理職員との連携に努めている。行動上の問題等に対し、棟及び職員毎の資質や技量によるところが大きいいため、今後は、職員会議などで問題行動等の背景や、要因をひもどく事例検討の実施、子どもに対してアンガーマネジメント（感情のコントロール、心理トレーニング）などについても学べる取組に期待したい。</p>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「養育方針（冊子）」「2. 養育方針」にある「和の精神のもと、穏やかで温かな養育をなすことにより、児童の情緒の安定を図り…」を、職員が行動で示しながら子どもと信頼関係を築いている。小規模ケアでは未就学児童から高校生と、職員と一緒に過ごすため、相性や関係性、障害等に配慮して構成するよう取り組んでいる。また、生活の中で職員は常に寄り添うことを意識し、担当者を中心に子どもから困りごとや要望などについて聞き取り、気になる点は速やかに心理職員を含め職員、学校、児童相談所関係者等と共有し、暴力やいじめ、差別の防止と抑制に取り組んでいる。今後は継続的に子どもに対するストレスチェック体制の取組などに期待したい。</p>		
A—2—（8） 心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>本館1階に相談室があり、月曜～金曜日までの17時～19時の時間帯に男性1名、女性2名の心理職員が交代で勤務し、日々子どもや職員に継続的な相談及び心理的ケアを提供、記録が保管されている。自立支援計画も共有され、支援方法の助言も受ける。複数の心理職員が居ることで、子どもが心理職員を変更することも可能である。今後は、心理職員に対する児童養護施設としての研修の機会も設け、子ども、保護者、職員等への多様な支援・援助につながることを期待したい。</p>		
A—2—（9） 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「養育方針（冊子）」の「その他の指導等について」「2. 学習指導」に目的、方法、留意点が明記されている。その内容に従って職員が学習の習慣が付くよう、毎日、学習支援を行っている。小学生の子どもたちは、帰宅すると職員に宿題の内容を伝え、宿題の内容や音読を職員に確認してもらう場面が見られた。特に学習室はないが、居室に学習できる机と椅子が整備されている。コロナ禍以前は、学習ボランティアや学習塾へ通う取組もあった。今後は、地域の住民や学生の学習ボランティアの取組を再開し、子どもの希望に沿った学習指導の支援と職員の負担軽減につながることを期待したい。</p>		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・ <b>⑬</b> ・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「養育方針（冊子）」に「その他の指導等について」「3. 進路指導」に目的、方法、留意点が明記されている。進路や進学の見直しについては、担当職員が本人の希望を聞き、オープンハイスクールやオープンキャンパスの体験を提案するなど、学校や児童相談所、保護者と調整し、様々な視点から選択するよう支援している。専門学校や大学等に進学を希望している子どもには、奨学金の情報や必要な手続き、将来の見直しなど基幹職員も含めて相談体制が構築されている。</p>		
A⑳	A—2—（9）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>高校生以上の子どもには、自立支援や社会常識（金銭感覚）の取得につながることから、学習に影響が出ない範囲でアルバイトを許可している。就職や進路決定に役立てるため、学校等と連携して、高校での実習や資格取得、インターンシップや職業・職場体験への積極的な参加を促している。また、高岡愛育園として、就職希望先等へ要保護児童への理解や協力を依頼し、施設と企業等が連携して自立支援を推進できるよう努めている。</p>		
A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・㉓・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「養育方針（冊子）」に「7. 保護者、親権者等との関わり」が明示されている。担当者と家庭支援専門相談員が中心となり、家族状況のアセスメントに基づいて、自立支援計画を作成し、児童相談所と相談しながら家族等への支援を行っている。家族等には、可能な限り学校行事などの情報を伝え、参加や協力を求めながら子どもにとって最善の利益につながるよう配慮している。また、面会時には暮らしぶりを伝え、外出・外泊時には注意する内容を共有していることが記録に残っている。虐待や保護者での養育対応が困難なケースの家族等との関係性には、児童相談所も含めて慎重に進めている。</p>		
A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A㉔	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>担当者と家庭支援専門相談員が子どもの最善の利益につながるよう、様々な関係者や資源を調整し、施設と家族等の信頼関係づくりに努めている。その内容は記録として保管されている。これからも親子関係の再構築に向けての支援は、担当職員にとっても重責であり施設の方針や手順を明確にしたマニュアル（フローチャート等）によって、担当職員が内容を評価しながら進められるような工夫が望まれる。家族等と交流が持ちにくい子どもには、里親登録者等にボランティアを募り、長期の休みや週末を利用して家庭生活に近い体験ができる支援の取組に期待したい。</p>		